

自家用電気工作物保安管理業務 特記仕様書

1 適用

この仕様書は、総合食品研究センターにおける自家用電気工作物保安管理業務（以下「業務」という。）について定める。

2 業務履行場所

秋田県総合食品研究センター
秋田市新屋町字砂奴寄4番26

3 業務履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 電気工作物の概要

(1) 需要設備

- ① 電圧 210V
- ② 容量 1,050kVA

(2) 非常用予備発電装置

- ① 電圧 210V
- ② 容量 300kVA

5 業務内容

(1) 定期点検

① 月次点検

毎月1回、運転中の電気工作物の点検及び試験・測定を実施し、その結果を記録して報告すること。

② 年次点検

毎年1回、電気工作物の運転を停止して点検及び試験・測定を実施し、その結果を記録して報告すること。

(2) 臨時点検

電気工作物に異常が発生した場合、又は発生する恐れがあると判断した場合に行う。その際、電気主任技術者は、迅速に出動し点検を行うものとする。

(3) 不良箇所改修の指導助言（必要の都度）

(4) 事故発生時の応急処理の指導及び事故原因調査並びに再発防止対策の指導（必要の都度）

(5) 電気事業法及び関係法令に定める電気事故報告書の作成及び手続の指導（必要の都度）

(6) 電気事業法及び関係法令に基づく立入検査の立ち会い（必要の都度）

6 業務を実施する者の資格

電気事業法施行規則第52条の2に定める要件に該当すること。